

## 令和3年度果樹経営支援対策事業（自然災害対策）

令和2年12月の豪雪被害に対して下記の支援を行います。事業実施者の募集を行いますので、事業の実施を希望する場合は裏面の申込用紙により、期日までに市農林課または地区内の農協支所にご相談ください。

### ○豪雪被害による改植及び果樹未収益期間支援

令和2年12月の大雪により枝折れ等の被害を受け、樹体の回復が困難となった果樹の改植。

(1) 補助対象経費：伐採・抜根・深耕・整地・土壌土層改良用資材・苗木代・植栽費 等  
※ハウス撤去代は対象外

(2) 補助率：改植品目、樹形等に応じて下記の①～⑥のとおりです。

- |  |                    |
|--|--------------------|
| ①「さくらんぼ」「りんごの普通栽培」「西洋なし」「もも」「ぶどう」「すもも」 | ⇒ <u>17万円/10a</u>  |
| ②「りんごのわい化栽培」「なし、もも、すもも等のジョイント栽培」       | ⇒ <u>33万円/10a</u>  |
| ③「りんごの高密度植低樹高（新わい化）栽培」                 | ⇒ <u>53万円/10a</u>  |
| ④「りんごの超高密植（トールスピンドル）栽培」                | ⇒ <u>73万円/10a</u>  |
| ⑤「ぶどう、もも、なし等の根域制限栽培」                   | ⇒ <u>100万円/10a</u> |
| ⑥果樹未収益期間支援                             | ⇒ <u>22万円/10a</u>  |
- ※⑥は①～⑤に申請すれば、自動的に同時申請されます。

(3) 実施要件

#### <面積要件>

- ・過去に果樹経営支援対策事業を利用していない または 利用して8年以上経過した園地  
→被害による改植面積の合計が 2a以上 であること。(離れた園地でも合計2aとなれば可)
- ・過去に果樹経営支援対策事業を利用して8年経過していない園地  
→被害による改植面積の合計が 地続きで2a以上 であること。

#### <その他要件>

- ・植栽する品目・品種は別表1（裏面）に記載されたものであること。
- ・事業実施者が下記の①か②のいずれかを満たすこと。
  - ①認定農業者であること。
  - ②農業所得が農家所得の半分以上を占め、65歳未満の農業従事者のいる農家で、今後とも農業を継続する意思のあること。

(4) 留意事項

- ・補助対象事業となった場合、事業への着手が可能となる（事業計画が承認される）のは6月下旬以降を見込んでおります（原則、事業計画承認前の着手は認められません。）。

<別表1>

生産を振興する品目・品種

品 目		品 種
さくらんぼ		佐藤錦、紅秀峰、山形C12号 (受粉樹:紅さやか、紅きらり、ナポレオン)
りんご		紅つがる(つがる姫)、昂林、相伝ふじ、駒ふじ、2001年、 はるか、サンふじ、極ふじ、こうとく
西洋なし		オーロラ、マルゲリット・マリーラ、バラード、ゼネラル・レクラーク、 メロウリッチ、ラ・フランス、ル・レクチェ
もも	生食用	あかつき、まどか、川中島白桃、黄金桃、紅錦香、玉うさぎ、 美晴白桃、さくら、西王母
	加工用	大久保、もちづき
ぶどう	生食用	デラウェア、ピオーネ、ナイアガラ、シャインマスカット、 スチューベン
	加工用	マスカットベリーA
すもも		大石早生、ソルダム、貴陽、太陽、秋姫

★相談期日：令和3年5月14日（金）

問合せ 天童市農林課農業振興係 TEL654-1111（内線214）  
天童市農協各支所  
または本所営農指導課 TEL653-5114

----- キリトリ -----

令和3年度果樹経営支援対策事業（自然災害対策） 申込用紙

氏 名		住 所		電話番号	
所在地番				実施面積	
具体的な事業内容 (現況品種 → 植栽品種)					